

4. 河川整備計画の目標に関する事項

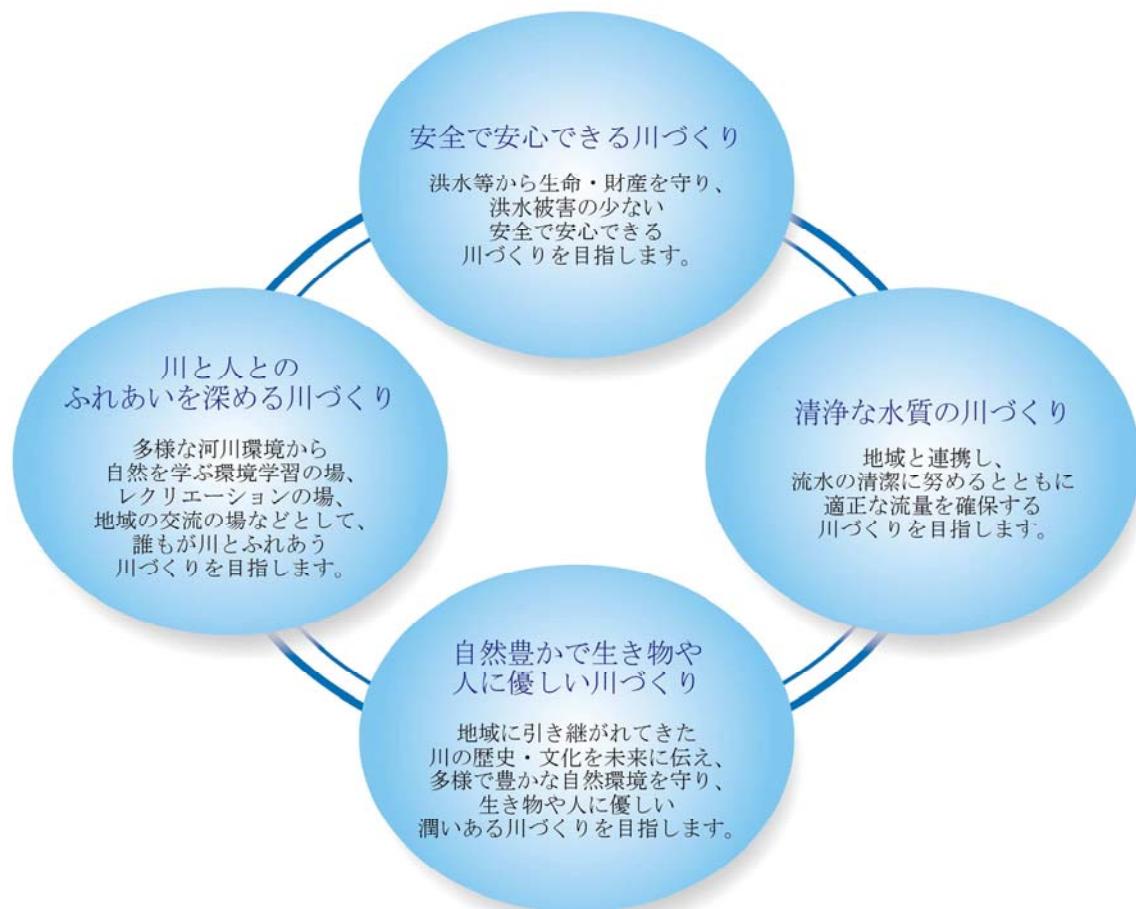
4.1 河川整備の基本理念

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

### 4.1 河川整備の基本理念

「多様でより豊かな自然環境を未来に継承し、より安心して暮らせる流域の個性ある活力、歴史・文化をさらに発現する大淀川」を河川整備の基本理念とします。

次の4つの柱を基に、今後の大淀川の川づくりを地域住民や関係機関と連携を図りながら進めます。



4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

**4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項**

大淀川では、堤防が整備途上の区間や、河道の流下能力が不足する区間、降雨及び河川水の堤体及び基礎地盤への浸透や洪水による堤防侵食に対して必要な安全性が確保されていない区間が存在し、これまで昭和 57 年 8 月洪水、平成 5 年 8 月洪水、平成 9 年 9 月洪水及び平成 17 年 9 月洪水等幾度となく甚大な浸水被害が発生してきました。

これに対して、順次、堤防整備等の河川改修を進めてきましたが、特に大淀川下流域においては、大淀川水系河川整備基本方針変更の契機となった既往最大の平成 17 年 9 月洪水と同規模の洪水が流下すると広い範囲で計画高水位を上回ることから、優先度を定め事業を進めていくことが必要です。

また、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」や「平成 28 年熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防や水門等の河川管理施設が所要の機能を確保する必要があります。

さらに施設の能力を上回る規模の洪水が発生した場合においても、浸水被害の軽減を図ることが必要です。

このため、本計画においては大淀川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、大淀川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的かつ着実な河川整備を進めています。さらに将来の目標に向けて、適宜、本計画を見直しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設等に関する検討を行うとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

気候変動に伴う降水形態の変化等により洪水や渇水等のリスクが高まると予測されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

23

24

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項1   **4.2.1 洪水対策**

2   大淀川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況（既往最大の被害をもたらした平成  
 3   17年9月洪水など）、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、大淀川水系河川整備  
 4   基本方針に定めた目標（概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模）に向けて、上下流及び本  
 5   支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による  
 6   災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。

7   本計画に定める河川整備を実施することで、基準地点柏田において既往最大の平成17年9月  
 8   洪水と同規模の洪水を安全に流下させることができます。

9   なお、河川管理施設として必要な機能を確保させるために、堤防の質的状態の把握を行い、必  
 10   要な対策を実施することとします。

11   さらに将来の目標に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討  
 12   を行うこととしており、更なる治水安全度向上を図るため、洪水調節施設に関する調査・検討を  
 13   進めます。

14   **表 4.2.1(1) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（国管理区間）**

河川名	地点名	洪水調節前流量	洪水調節後流量 <sup>※1</sup>
大淀川	柏田 (基準地点)	10,500m <sup>3</sup> /s	9,100m <sup>3</sup> /s
	高岡	7,000m <sup>3</sup> /s	6,100m <sup>3</sup> /s
	樋渡	3,700m <sup>3</sup> /s	3,400m <sup>3</sup> /s
	岳下	1,000m <sup>3</sup> /s	900m <sup>3</sup> /s
八重川	大淀川合流点	330m <sup>3</sup> /s	330m <sup>3</sup> /s
本庄川	嵐田	2,700m <sup>3</sup> /s	2,300m <sup>3</sup> /s
深年川	本庄川合流点	550m <sup>3</sup> /s	550m <sup>3</sup> /s
綾北川	入野橋	1,750m <sup>3</sup> /s	1,450m <sup>3</sup> /s
高崎川	大淀川合流点	1,920m <sup>3</sup> /s	1,920m <sup>3</sup> /s
庄内川	大淀川合流点	920m <sup>3</sup> /s	920m <sup>3</sup> /s
沖水川	大淀川合流点	1,000m <sup>3</sup> /s	1,000m <sup>3</sup> /s

15   ※1 洪水調節後流量とは、遊水地整備及び既設ダムの有効活用等により洪水調節を行った後の流量

16

17

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

## 4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1 表 4.2.1(2) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（宮崎県管理区間）

河川名	地点名	洪水調節前流量	洪水調節後流量 <sup>※1</sup>
新別府川	一ツ葉 有料道路橋	480m <sup>3</sup> /s	480m <sup>3</sup> /s
小松川	大淀川合流点	58m <sup>3</sup> /s	58m <sup>3</sup> /s
山内川	八重川合流点	108m <sup>3</sup> /s	108m <sup>3</sup> /s
大谷川	大淀川合流点	300m <sup>3</sup> /s	300m <sup>3</sup> /s
深年川	直轄上流端	460m <sup>3</sup> /s	460m <sup>3</sup> /s
瓜田川	大淀川合流点	230m <sup>3</sup> /s	180m <sup>3</sup> /s
麓川	瓜田川合流点	23m <sup>3</sup> /s	23m <sup>3</sup> /s
大淀川	浦之名川合流前 (柚ノ木崎橋下流)	5,500m <sup>3</sup> /s	5,100m <sup>3</sup> /s
大淀川	境川合流前 (山下橋下流)	5,100m <sup>3</sup> /s	4,500m <sup>3</sup> /s
東岳川	大淀川合流点	690m <sup>3</sup> /s	690m <sup>3</sup> /s
山田川	丸谷川合流点	160m <sup>3</sup> /s	160m <sup>3</sup> /s
花の木川	富吉川合流点	190m <sup>3</sup> /s	190m <sup>3</sup> /s
横市川	源野橋	860m <sup>3</sup> /s	860m <sup>3</sup> /s

2 ※1 洪水調節後流量とは、遊水地整備及び既設ダムの有効活用等により洪水調節を行った後の流量

3

4 表 4.2.1(3) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（鹿児島県管理区間）

河川名	地点名	洪水調節前流量	洪水調節後流量 <sup>※1</sup>
庄内川	溝之口川合流後	460m <sup>3</sup> /s	460m <sup>3</sup> /s
溝之口川	庄内川合流点	190m <sup>3</sup> /s	190m <sup>3</sup> /s

5 ※1 洪水調節後流量とは、遊水地整備及び既設ダムの有効活用等により洪水調節を行った後の流量

6

7

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

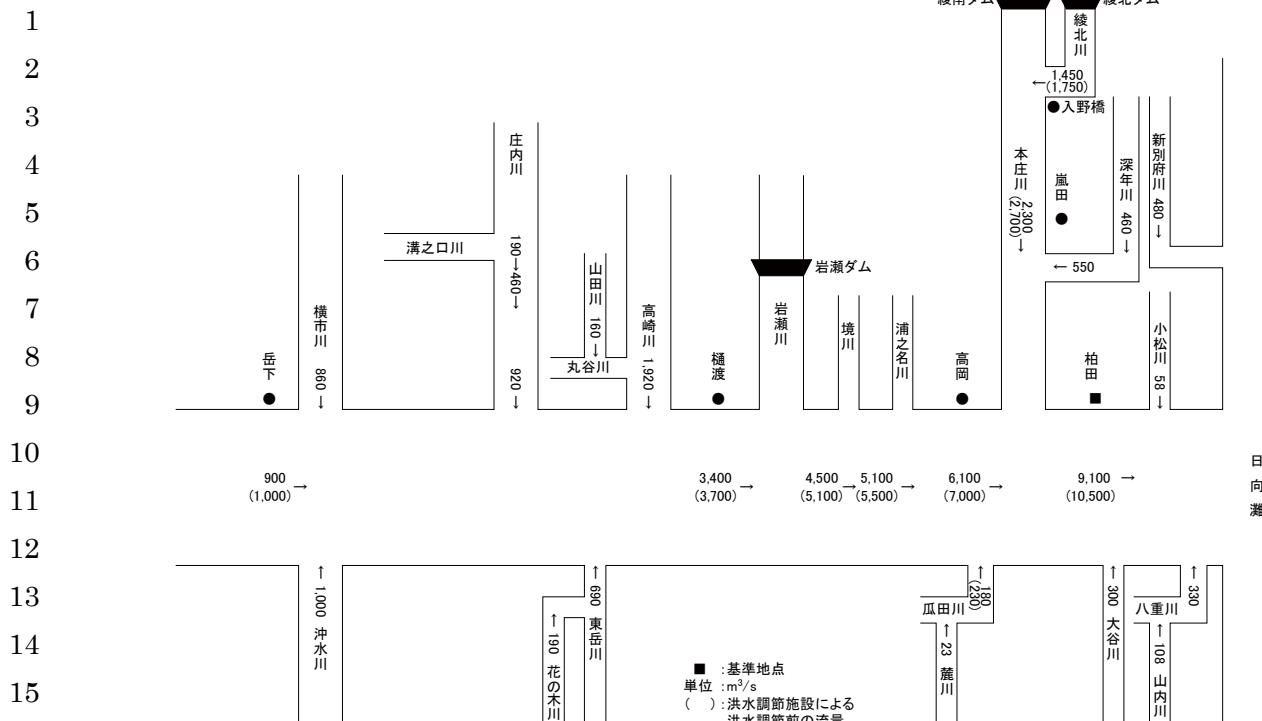


図 4.2.1 河道整備流量配分図



図 4.2.2 基準地点及び主要地点位置図

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1   **4.2.2 内水対策**

2   内水対策については、今後の浸水被害等の状況を注視しつつ、新たに内水対策の必要性が高ま  
3   った地区等については、被害の規模や浸水頻度、土地利用状況等を十分勘案し、内水の発生要因  
4   及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関等と連携・調整を図りながら、適切な役割  
5   分担のもとで必要に応じた内水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減・解消に努めます。

6   また、既設の排水機場等については、適切な維持管理を行い、機能を維持します。

7   **4.2.3 高潮、地震・津波対策**

8   河口部においては、台風来襲時等の高潮や波浪、大規模地震発生後に来襲する津波からの被害  
9   の軽減を図ることを目標とします。

10   河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大  
11   クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優  
12   先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指します。また、最大クラスの津波に比  
13   べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波  
14   による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津  
15   波災害を防止します。さらに、最大クラスの強さを持つ地震動に対して、地震による損傷・機能  
16   低下や地震発生後に来襲する津波により、被害が発生するおそれのある河川管理施設について、  
17   耐震性能照査等を行った上で必要な対策を実施し、地震による壊滅的な被害を防止します。

18   **4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策**

19   「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、施設の能力を上回る洪水等  
20   が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標と  
21   して、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、  
22   的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくり  
23   の促進を図ることにより、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定  
24   される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り  
25   軽減できるよう努めます。

26   **4.2.5 気候変動への対応**

27   気候変動による外力の増大と、それに伴う洪水や渴水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な  
28   事象を想定し、関係機関と連携し、必要な対策を進めていきます。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

**4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**

河川水の利用に関しては、豊富な水量に恵まれ、各種用水についても安定供給されていますが、今後とも広域的に有効な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努めます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の生息・生育地の状況及び漁業等を考慮し、高岡地点において概ね  $26m^3/s$  の確保に努めます。

さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、渇水発生時の情報提供、連絡体制を確立し、広域的かつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組を関係機関及び水利使用者等と連携して推進していきます。

表 4.3.1 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

地点名	期別	流量
高岡	通年	概ね $26m^3/s$

11

12

4. 河川整備計画の目標に関する事項  
4.4 河川環境の整備と保全に関する事項

1   **4.4 河川環境の整備と保全に関する事項**

2   河川環境の整備と保全に関しては、流域における多様で豊かな自然環境の保全・創出を図ると  
3   ともに、大淀川の歴史・文化等の地域特性や観光資源として活用されていることを踏まえ、良好  
4   な河川景観の維持・形成を図り、流域の財産として次世代に引き継げるよう努めます。

5  
6   **4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出**

7   多様な動植物が生息・生育・繁殖する環境については、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・  
8   淵、ワンド、水際、湿地、高水敷草地、河畔林、礫河原、砂州、河口砂浜、汽水域等の定期的な  
9   モニタリングを行いながら、新たな学術的な知見も取り入れたうえで、生物の生活史を支える環  
10  境を確保できるよう良好な自然環境の保全・創出に努めます。

11   また、魚類の移動環境については、本川は現在の良好な状態の維持に努めます。支川の堰や樋  
12  管等の一部では、魚類等の自由な移動に支障があるため、今後も引き続き河川の連続性の改善に  
13  努めます。さらに、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも  
14  努めます。

15  
16   **4.4.2 水質の保全**

17   水質については、BOD75%値で見ると、近年は環境基準を概ね満足しており、今後もその維持  
18  に努めます。

19   関係市町村による下水道整備等の流域対策や、河川協力団体等による水質改善にむけた啓発活  
20  動等と連携を図りながら、良好な水質の保全とさらなる水質向上を目指し、流域全体で一体とな  
21  って取り組んでいきます。

22   なお、水質事故に対しては、河川巡視等により汚濁源情報等の迅速な把握に努めるとともに関  
23  係機関と連携して迅速な情報共有や対策を実施し、被害の拡大防止に努めます。

24  
25   **4.4.3 良好的な景観の維持・形成**

26   良好的な景観の維持・形成については、上流部の都城盆地や下流部の宮崎平野に見られる都市空  
27  間等に潤いを与える河川景観、中流部に見られる河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流景観等の  
28  維持・形成に努めます。また、本計画や地方公共団体の景観計画との整合を図り、沿川の土地利  
29  用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

30  
31   **4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保**

32   人と河川の豊かなふれあいの場の確保については、レクリエーション利用や各種イベント、自  
33  然との触れ合い・憩いの場として多様な利活用が行われている現状の河川空間を維持し、地域住  
34  民等の利活用の促進を図るため、関係機関等と連携を図るとともに、河川利用に関する多様なニ  
35  ーズを踏まえ、大淀川の素材を活かした環境学習の推進を図るなど、地域と水辺の一体化を目指  
36  した人と河川の豊かな触れ合いの場の整備と保全に努めます。